

町のお店を元気に！

最大20%戻ってくるキャンペーン 初心者向けPayPay使い方講座のご案内



PayPay株式会社と提携し、地域経済の活性化と新しい生活様式の1つであるキャッシュレス決済の推進を目的としてキャンペーンを実施します。
町内のPayPay加盟店でPayPayを利用してお買い物をすれば、最大20%のPayPayボーナスが戻ってきます。加盟店は、ポスターやのぼり旗が目印です。

- ▶ **キャンペーン期間** 9月1日(水)～30日(木) ▶ **ボーナス付与上限** 1,000円相当/回
10,000円相当/月

PayPay使い方講座

当キャンペーンの実施に伴い、PayPayの使い方講座を開催します。
スマートフォンを持っているけれどキャッシュレス決済の方法が分からない・・・などの不安をお持ちの方に向けた講座ですので安心してご参加ください。※スマートフォンをお持ちでない方も参加できます。

- ▶ **日時** ①8月19日(木)10時～12時 ②8月19日(木)14時～16時
③8月20日(金)10時～12時 ④8月20日(金)14時～16時
- ▶ **会場** 役場2階 大会議室
- ▶ **定員** 各回20人(先着順)
- ▶ **参加費** 無料
- ▶ **申込方法** 次の申込先へ電話、FAX、メールのいずれかで申込。
※FAX・メールでの申し込みの場合 お名前・連絡先・希望日時の番号(①～④のいずれか)を記載してください。
- ▶ **申込期限** 8月6日(金)※定員になり次第締切

問 まちづくり課 商工観光係 ☎934-2370 FAX934-2371 ✉shoukoukankou@town.umi.lg.jp

上水道料金の基本料金を減免

新型コロナウイルス感染症の影響に対する町の支援策として、上水道料金の基本料金を減免します。
減免を受けるための申請は必要ありません。量水器使用料、下水道使用料は、対象外です。

- ▶ **対象** 宇美町上水道との給水契約がある(料金を支払っている)方で、その使用用途が「家用」、「営業用」の方
- ▶ **対象月** 8月請求分～10月請求分の3か月分
(検針期間) ・6月検針～7月検針 8月請求分
・7月検針～8月検針 9月請求分
・8月検針～9月検針 10月請求分
- ▶ **減免額** 上水道基本料金(1か月分)
【家用】1,260円(税込) 【営業用】1,320円(税込)
※消費税および地方消費税の計算で金額が異なる場合があります。
※集合住宅などにお住まいで、町と直接契約をしていない場合は、料金が異なる場合がありますので、管理会社へお問い合わせください。
- ▶ **宇美町上水道を利用していない方(井戸利用などの世帯、事業者)**
上水道基本料金の減免額相当の町指定ごみ袋を配布。詳細は広報うみ8月号でご案内します。
- ▶ **ご注意** 今回の減免手続きに関して、役場から電話や訪問、事前に銀行やコンビニATMなどからの振込を案内することはありません。

問 上下水道課 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金関連事業

新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るために創設された、国の交付金を活用した町独自のコロナ対策事業をご紹介します。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

▶ 飲食店利用促進事業

- ・宇美町グルメホームページ、Instagram開設(2月)
- ・町内飲食店を紹介するクーポン付きパンフレットの配布(5月広報折込)
- ・クーポン利用期間(6～8月)



6月1日(火)～8月31日(火)
クーポン券利用期間

▶ プレミアム付き地域商品券発行事業

- ・応募はがき付きパンフレットの配布(6月広報折込)
- ・要事前申込(6月16日(水)～7月7日(水))のうえ、抽選
- ・当選者の引換期間7月28日(水)～8月1日(日)
- ・商品券利用期間 8月1日(日)～令和4年1月31日(月)



8月1日(日)～令和4年1月31日(月)

商品券利用期間

▶ 町のお店を元気に！最大20%戻ってくるキャンペーン

- ・PayPayのポイント還元を活用し、町内における消費を喚起するとともに、店舗などにおける電子マネー決済の導入を促します。
- ・詳細は次ページ上段の案内をご覧ください。



9月1日(水)～30日(木)
キャンペーン期間

▶ スマートフォン講座

- ・中央公民館講座にてスマートフォン端末の利活用ができるよう基礎から学べる講座を実施。
- ・初心者講座(はじめて編、使ってみよう編)、活用講座、保護者向け特別講座の3種類を実施します。
- ・詳細は6ページをご覧ください。



7月～2月

講座開催期間

▶ 上水道基本料金の減免による住民生活・地域経済支援事業

- ・各世帯および事業所の水道使用料の基本料金3か月分を免除します。
- ・対象期間：8月～10月の支払い分
- ・詳細は次ページ下段の案内をご覧ください。



8月～10月分

実施期間

申・問 まちづくり課 ☎934-2370 FAX934-2371